

千曲川・犀川流域を対象としたタイムライン検討会 規約

(目的)

第1条 この規約は、台風等による風水害に備えたタイムライン（事前防災行動計画）を検討することを目的として設置する「千曲川・犀川流域を対象としたタイムライン検討会」（以下「検討会」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次の各号の事項について所掌する。

- 1) 検討会の参加機関所管の長野市内を対象とした千曲川・犀川流域における台風等による風水害に備えたタイムライン（事前防災行動計画）の検討
- 2) その他必要な事項

(組織構成)

第3条 検討会の組織構成は、以下のとおりとする。

- 1) 検討会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。
- 2) 検討会の組織の変更は、必要に応じ、会議に諮って承認を得るものとする。
- 3) 検討会には座長をおき、委員の互選によりこれを定める。
- 4) 座長は会務を総括し、座長に事故等があるときは、座長が予め指名する委員がその職務を代行する。

(ワーキンググループの設置)

第4条 検討会は、ワーキンググループを設置することができる。

ワーキンググループの設置にあたっては、参加機関及び検討事項を定めるものとする。

(会議の招集等)

第5条 検討会は、座長の招集により会議を開催する。座長は、必要に応じて組織以外の機関等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(公開)

第6条 会議及び会議配布資料は原則として公開とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。

- 2) 会議における議事要旨は、会議後、事務局が作成し、あらかじめ座長に確認の上、国土交通省北陸地方整備局 千曲川河川事務所ホームページに公開するものとする。

(検討会の設置期間)

第7条 設置期間は、検討会の所掌事項が完了するまでとする。

(事務局)

第8条 事務局は、別紙に掲げる機関で構成し、国土交通省北陸地方整備局 千曲川河川事務所におく。

- 2) 事務局は、会議の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(規約の改正)

第9条 本規約に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、検討会においてこれを定める。

(附則)

この規約は、平成27年10月27日から施行する。

以 上

検討会構成表	
(順序不同・敬称略)	
委 員 名	
【学識者】	
信州大学地域防災減災センター長 人文学部文化情報論分野 教授 菊池 聡	
山梨大学准教授 秦 康範	
信州大学助教 豊田 政史	
【国、自治体関係者】	
長野市長	
長野地方気象台長	
北陸信越運輸局 長野運輸支局長	
関東地方整備局 長野国道事務所長	
北陸地方整備局 河川部長	
北陸地方整備局 千曲川河川事務所長	
長野県危機管理部 危機管理防災課長	
長野県建設部 河川課長	
長野県警察本部 警備部警備第二課長	
長野市総務部 危機管理防災監	
長野市建設部長	
長野市消防局長	
【公共機関、自主防災組織】	
東日本旅客鉄道株式会社 長野支社長	
東日本電信電話株式会社 長野支店 災害対策室長	
東日本高速道路株式会社 関東支社 長野管理事務所長	
中部電力株式会社 長野営業所長	
長野都市ガス株式会社 取締役 供給・設備部長	
しなの鉄道株式会社 専務取締役	
長野電鉄株式会社 取締役 鉄道事業部長	
アルピコ交通株式会社 執行役員長野支社長	
長野市内自主防災組織(代表) 豊野地区住民自治協議会 代表副会長	
【事務局】	
長野市	
長野地方気象台	
北陸地方整備局 河川部 水災害予報センター	
北陸地方整備局 千曲川河川事務所	